

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 粟山正隆

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月12日

亀岡市長 粟山正隆

## 損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年10月12日専決

亀岡市長 粟山正隆

記

1 損害賠償の額 18,168円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 55歳女性

3 事故の概要

平成25年4月21日午後9時30分頃、相手方が市道平塚2号線を歩行中、舗装路面に陥没により、転倒し、足を負傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 18, 168 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 55歳女性
- 3 事故の概要  
平成25年4月21日午後9時30分頃、相手方が市道平塚2号線を歩行中、舗装路面に陥没により、転倒し、足を負傷した。